

引っ越しワンストップサービスによる転出手続き以外に必要な手続き一覧

内容	必要な手続き	問い合わせ先
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録は、転出日で自動的に廃止されます。 ・印鑑登録証(カード)は、ご自身で破棄されるか郵送にて住民課までご返却ください。 ※転入地で印鑑証明書が必要な場合は、新たに登録をお願いします。 	住民課 ☎58-3702 〒520-2592 竜王町大字 小口3番地
マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none"> ・転出時に必要な手続きはありません。転入地にて継続利用の手続きをお願いします。 	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入されている方は、保険証をご自身で破棄されるか郵送にて住民課までご返却ください。 ※転入地でも国保に加入する場合は、新たに加入手続きをお願いします。 	
福祉医療受給(助成)券	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療受給(助成)券をお持ちの方は、福祉医療受給(助成)券の券面事項を修正する必要がありますので、転出前に必ず住民課までお問い合わせください。 	
後期高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者保険者証は、ご自身で破棄されるか郵送にて住民課までご返却ください。 	
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・廃車または町内で引き続き使用する場合は、下記書類を税務課までお持ちください。 (廃車)ナンバープレート (名義変更)標識交付証明書・譲渡証明書 	税務課 ☎58-3750
税金の納付相談等	<ul style="list-style-type: none"> ・未納がある場合は、税務課までご連絡ください。 	
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・転出時には必要な手続きはありません。 ※転入地での手続きが必要ですので、転入地の窓口でお問い合わせください。 	自立支援課 ☎58-5323
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		
特別児童扶養手当		
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更届の手続きが必要ですので、転出前に必ず自立支援課までご連絡ください。 	

引っ越しワンストップサービスによる転出手続き以外に必要な手続き一覧

内容	必要な手続き	問い合わせ
児童手当・児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 各手当の受給資格が喪失する場合は「喪失届」の手続きが必要です。 郵送にて手続きができる場合がありますので、転出前に健康推進課までご連絡ください。 	健康推進課 ☎58-1006
水道の閉栓	<ul style="list-style-type: none"> 転出により、水道の閉栓が必要な場合は、手続きが必要です。 転出手続き前に、必ず上下水道料金お客様センターまでお問い合わせください。 ※閉栓手続きをしていない場合、使用していても基本料金がかかります。 	上下水道料金 お客様センター ☎58-8251
水道料金	<ul style="list-style-type: none"> 転出時に、料金の納付方法の確認が必要なため、上下水道料金お客様センターまでご連絡ください。 料金に未納がある場合は、納付書を転出地に送付します。 	
下水道の休止	<ul style="list-style-type: none"> 転出により、下水道の休止が必要な場合は、手続きが必要です。 転出前に上下水道料金お客様センターまでお問い合わせください。 ※休止手続きをしていない場合、使用していても基本料金がかかります。 	
下水道使用料	<ul style="list-style-type: none"> 転出時に、使用料の納付方法の確認が必要なため、上下水道料金お客様センターまでご連絡ください。 使用料に未納がある場合は、納付書を転出地に送付します。 	
下水道使用人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 使用料の算定に、人数割を適用されている場合は、手続きが必要です。 算定方法等不明な場合は、転出前に上下水道料金お客様センターまでご連絡ください。 	
水道・下水道使用者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 転出により、使用者(世帯主等)が変更となる場合は、手続きが必要です。 使用者の変更により、振替口座が変更となる場合は、金融機関の変更手続きも必要です。転出前に上下水道料金お客様センターまでご連絡ください。 	
犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> 転出時には必要な手続きはありません。 ※転入地の窓口にて犬の登録手続きをお願いします(犬の鑑札と愛犬カードが必要)。 	生活安全課 ☎58-3703
防災行政無線をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 必ず返却が必要ですので、生活安全課(竜王町防災センター内)までお持ちください。 	

引っ越しワンストップサービスによる転出手続き以外に必要な手続き一覧

内容	必要な手続き	問い合わせ
介護保険証	<ul style="list-style-type: none"> ・お持ちの介護保険証は、ご自身で破棄されるか郵送にて福祉課までご返却ください。 ※転入地にて新しい介護保険証を受け取ってください。 	福祉課 ☎58-3705 〒520-2552 竜王町大字 小口4番地1
介護保険要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・転出(予定)日から14日以内に転入地で介護保険認定の引継ぎ手続きをしてください。 	
介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・転出時に必要な手続きはありません。 ただし未納等がある場合は、福祉課にご連絡ください。 	
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ・転出時には必要な手続きはありません。 ※転入地でも生活保護を希望される場合は、転出前に担当ケースワーカーに連絡のうえ、転入地にて手続きをお願いします。 	
保育園の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園に通われているお子さんがおられる場合は、退園届の提出が必要です。 ・提出は教育総務課窓口または郵送にて可能です。 ・右記の転(退)園届様式をご利用ください。 	教育総務課 ☎58-3710 〒520-2592 竜王町大字 小口3番地 転(退)園届.doc 転学届.doc
こども園の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園に通われているお子さんがおられる場合は、退園届の提出が必要です。 ・提出は教育総務課窓口または郵送にて可能です。 ・右記の転(退)園届様式をご利用ください。 	
小学校の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に通われているお子さんがおられる場合は、転学届の提出が必要です。 ・提出は教育総務課窓口または郵送にて可能です。 ・右記の転学届様式をご利用ください。 	
中学校の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校に通われているお子さんがおられる場合は、転学届の提出が必要です。 ・提出は教育総務課窓口または郵送にて可能です。 ・右記の転学届様式をご利用ください。 	
通学バス・給食の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・転出時に必要な手続きはありません。 	
保育園・こども園・小学校・中学校の共通手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、こども園、小学校、中学校に通うお子さんがおられる世帯で、父または母のどちらかのみ転出する場合は、代表保護者変更に伴う手続きが必要となりますので、転出前に教育総務課まで必ずご連絡ください。 	